

尼崎市道路施設ネーミングライツパートナー事業実施要綱

第1条 目的

この要綱は、尼崎市が管理する歩道橋、ペDESTリアンデッキなどの道路施設（以下「施設」といいます。）のネーミングライツパートナー事業の実施について必要な事項を定めます。

第2条 定義

- 1 この要綱において、「ネーミングライツ」とは、施設の愛称（以下「愛称」といいます。）を付けることができる権利をいいます。
- 2 この要綱において、「ネーミングライツパートナー」とは、ネーミングライツの対価（以下「ネーミングライツ料」といいます。）を支払い、ネーミングライツを取得する法人をいいます。

第3条 愛称の基準

- 1 愛称は、現在の名称に、企業名、店舗・事務所名、ロゴマークを付けたものとします。
- 2 愛称は、日本語及び英語アルファベットに限るものとします。（商業登記規則において企業名が日本語及び英語アルファベット表記等に限られるため）
- 3 信号や標識等と誤認させるような愛称は認められません。
- 4 近隣の地域名を含むなど、施設の所在地を誤認させるような愛称は認められません。
- 5 愛称には、次の各号のいずれかに該当するものを使用することはできません。
 - (1) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
 - (2) 社会問題についての主義・主張
 - (3) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
 - (4) 公序良俗に反するおそれのあるもの
 - (5) 第三者を誹謗中傷又は排斥するもの
 - (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
 - (7) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
 - (8) 法令、規則等に反するもの
 - (9) 求人広告に関するもの
 - (10) 青少年の健全な育成に反するおそれのあるもの
 - (11) 貸金業に関するもの
 - (12) 個人の氏名
 - (13) その他施設の愛称として適当でないと市が認めるもの
- 6 尼崎市屋外広告物条例（平成20年尼崎市条例第47号）、尼崎市屋外広告物条例施工規則（平成21年尼崎市規則第61号）、尼崎市広告掲載要綱及び尼崎市広告掲載基準を遵守するものとします。

第4条 ネーミングライツパートナーの基準

- 1 ネーミングライツパートナーは、法人とします。
- 2 次のいずれかに該当する者は、ネーミングライツパートナーの対象外とします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）で規定する風俗営業に該当する事業等を営む者
- (2) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）で規定する貸金業者のうち、金銭の貸し付けを主な業として営む者
- (3) 尼崎市暴力団排除条例（平成 25 年尼崎市条例第 13 号）第 2 条各号に規定する者及び第 2 条各号に規定する者と密接な関係を有する者
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生手続又は更生手続開始の決定を受けた者
- (5) ネーミングライツパートナーの募集を開始する日から、その 6 ヶ月前の日までに市の指名停止を受けたことがある者又は募集を開始する日以降に当該指名停止を受けた者
- (6) 国税又は地方税を滞納している者
- (7) その他ネーミングライツパートナーに適當でないと市が認める者

第 5 条 ネーミングライツ料

ネーミングライツ料は、別添募集要項によるものとします。

第 6 条 募集

ネーミングライツパートナーは、募集を行い応募者の中から決定します。1 施設につき 1 者とします。

第 7 条 ネーミングライツパートナー候補企業の内定

- 1 市は、応募があったときは、第 3 条及び第 4 条に規定する愛称及びネーミングライツパートナーの基準等について審査し、選考委員会にて第 7 条の 2 項から 3 項に従いネーミングライツパートナー候補法人（以下「候補法人」）を選考します。
- 2 第 7 の 1 項の審査の結果、基準を満たしていると判断したもののうち、最も高額の内定額を提示した法人応募者を候補企業に内定します。
- 3 最も高額の内定額を提示した応募者が複数の場合は、くじにより候補企業を内定します。

第 8 条 愛称の表示に係る協議等

- 1 市は、愛称の表示に係る内容、方法等、表示面積、表示方法、デザイン等及び表示に係る工事の内容（以下「愛称の表示内容等」といいます。）について、候補法人からの提示を受けます。
- 2 市は、必要に応じて、候補法人と愛称の表示内容等の修正等について協議します。
- 3 合意に至った場合、候補法人は、市に対し道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 24 条（道路管理者以外の者の行う工事）の承認申請を行い、市はネーミングライツ契約の締結を条件にこれを承認します。
- 4 合意に至らなかった場合、市は、次順位の高額な内定額を提示した候補法人を内定するものとします。
(他の応募者がいる場合に限りです。)
- 5 市は、交通安全その他公共目的のために第三者が行う横断幕等の物件の設置について、契約した法人に通知することなく、これを許可することができます。ただし、契約した法人が行った表示を直接に阻害しないものに限るものとします。

第9条 ネーミングライツパートナーの決定

- 1 第8条の合意後、市は、候補法人をネーミングライツパートナーに決定します。
- 2 市は、第9条の1項の決定に当たり、条件を付すことができます。
- 3 市は、第7条の1項の審査において適当な法人がない場合及び第8条の合意に至る法人がない場合には、ネーミングライツパートナーを決定しないこととすることができます。
- 4 市は、第9条の1項の決定を行ったとき又は第9条の3項により決定しないこととしたときは、その結果を速やかに応募者へ通知しなければならないものとします。

第10条 契約の締結

市は、第9条の1項によりネーミングライツパートナーを決定したときは、当該ネーミングライツパートナーとネーミングライツに関する契約（以下「契約」といいます。）を締結します。

第11条 契約期間

- 1 契約期間は、3年間（契約した日から3回目の3月31日まで）ただし、初回に限り、契約した日の4回目の3月31日までとします。
- 2 契約期間中における愛称の変更は、原則として認めません。ただし、法人名称等に変更が生じた等の場合は、ネーミングライツパートナーは、別途、市と協議することとし、市が愛称の変更を認めた場合は、ネーミングライツパートナーが費用を負担し、愛称の表示の変更を行うこととします。
- 3 契約期間中に愛称の表示内容等が適切でなくなったと市が認める場合は、ネーミングライツパートナーが費用を負担し、愛称の表示の復旧を行うこととします。

第12条 シールの維持管理

- 1 ネーミングライツパートナーは、設置したシールが剥離その他の不具合を生じることがないように、目視等により定期的に点検を行うものとします。
- 2 前項の定期点検において劣化その他の不具合を確認した場合は、速やかに修繕を行い、常に良好な状態を維持しなければなりません。
- 3 当該シールの落下その他の事故により第三者に損害が生じた場合は、ネーミングライツパートナーの責任においてこれを賠償しなければなりません。

第13条 愛称表示の撤去及び再設置

歩道橋又はペDESTリアンデッキについて、定期点検又は災害等により点検若しくは補修が必要となり、市がやむを得ず愛称表示を撤去した場合においては、市が再設置を行うものとします。

- 2 前項の場合における愛称表示の撤去から再設置までの期間に係るネーミングライツ料の取扱いについては、双方協議のうえ定めるものとします。

第14条 契約の満了

ネーミングライツパートナーは、契約期間満了までに、自らの負担で愛称の表示の撤去を行い施設を原状に回復させることとします。（塗装が剥離した場合は、市と協議のうえ、兵庫県「土木工事共通仕様書」に基づき補修を行うこととします。）ただし、契約を更新する場合は、この限りではありません。

第15条 契約の解除

市は、次のいずれかに該当する場合には、契約を解除することができます。

- (1) 指定する期日までにネーミングライツ料の納付がない場合
- (2) ネーミングライツパートナーが契約の定めに違反した場合
- (3) ネーミングライツパートナーの違法行為等によりネーミングライツパートナーの社会的信用が失墜する等事業を継続しがたいと認められる場合
- (4) ネーミングライツパートナーが第4条の2項のいずれかに該当することが判明した場合

第16条 ネーミングライツ料の不返還

支払われたネーミングライツ料は、返還しません。ただし、災害その他やむを得ない事由による契約の解除であると認めた場合は、返還について協議するものとします。

第17条 雑 則

この要綱に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は、別に定めます。

附 則

この要綱は、令和7年10月27日から施行します。

尼崎市道路施設ネーミングライツパートナー募集要項

第1条 目的

尼崎市では、市が管理する市道の安定的な維持管理のため、市が管理する歩道橋、ペDESTリアンデッキなど道路施設（以下「施設」といいます。）の愛称（以下「愛称」といいます。）を付けることができる権利（以下「ネーミングライツ」といいます。）の対価（以下「ネーミングライツ料」といいます。）により、安全で安心な道路環境づくりを推進することを目的に、ネーミングライツを取得する企業（以下「ネーミングライツパートナー」といいます。）を募集します。

なお、ネーミングライツパートナーとなっていたいただいた法人は、施設に企業名、店舗・事務所名、ロゴマークを表示することで、法人自らを幅広くPRすることができるのと同時に、適正な道路の維持管理への支援を通じた社会貢献にもつながります。

第2条 対象施設

別添1のとおり

※対象施設について、点検等で早期の補修が必要と判断された場合は、対象から除外することがあります。また、ご応募いただいた後に補修の必要が判明した場合は、原則としてネーミングライツパートナー候補法人の決定通知までにお知らせします。

第3条 公募の概要

(1) 応募資格

ア 「尼崎市道路施設ネーミングライツパートナー事業実施要綱第4条」に規定するネーミングライツパートナーの基準を満たす法人が応募できます。

イ 市は、応募のあった法人が暴力団等であるか否かについて、兵庫県警察本部に意見を聴くことがあります。

尼崎市道路施設ネーミングライツパートナー事業実施要綱（抜粋）

第4条 ネーミングライツパートナーの基準

- 1 ネーミングライツパートナーは、法人とします。
- 2 次のいずれかに該当する者は、ネーミングライツパートナーの対象外とします。
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で規定する風俗営業に該当する事業等を営む者
 - (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）で規定する貸金業者のうち、金銭の貸し付けを主な業として営む者
 - (3) 尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条各号に規定する者及び第2条各号に規定する者と密接な関係を有する者
 - (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生手続又は更生手続開始の決定を受けた者
 - (5) ネーミングライツパートナーの募集を開始する日から、その6ヶ月前の日までに

市の指名停止を受けたことがある者又は募集を開始する日以降に当該指名停止を受けた者

- (6) 国税又は地方税を滞納している者
- (7) その他ネーミングライツパートナーに適当でないと市が認める者

(2) ネーミングライツ料

1 施設当たりの最低価格を年額15万円とします。愛称表示は2箇所までできます。ただし、JR尼崎北側ペデストリアンデッキについては、最低価格を年額30万円とします。愛称表示は4箇所までできます。

- ※ 1 複数の施設への応募が可能です。
- 2 応募金額は1万円単位とします。
- 3 ペデストリアンデッキは1箇所表示箇所が増えるごとに最低価格が年額6万円追加とします。
- 4 消費税及び地方消費税は、別途ご負担いただきます。
- 5 別途、愛称の表示及び契約期間満了時等の愛称の抹消又は撤去に要する経費をご負担いただきます。

(3) 契約期間

契約区分	契約満了日
3年契約	契約開始日から3度目の3月31日

ただし、第1期募集期間は契約開始日から4度目の3月31日とする

(4) 愛称使用開始日

申し込み月の翌々月（予定）

※ 具体的な表示内容、方法等の協議の進捗状況によって遅れる場合があります。

※ 第1期募集期間は、募集期間末月の翌々月（予定）

(5) 愛称

ア 愛称は、「尼崎市道路施設ネーミングライツパートナー事業実施要綱第3条」に規定する愛称の基準を満たすものとしてください。

イ 愛称は、別添1「対象施設一覧表」の名称等を最後尾に表記してください。

例) ○○株式会社アミングデッキ

例) ○○株式会社△△歩道橋

ウ 契約期間中における愛称の変更は、原則としてできません。

尼崎市道路施設ネーミングライツパートナー事業実施要綱（抜粋）

第3条 愛称の基準

- 1 愛称は、現在の名称に、企業名、店舗・事務所名、ロゴマークを付けたものとします。
- 2 愛称は、日本語及び英語アルファベットに限るものとします。（商業登記規則におい

て企業名が日本語及び英語アルファベット表記等に限られるため)

- 3 信号や標識等と誤認させるような愛称は認められません。
- 4 近隣の地域名を含むなど、施設の所在地を誤認させるような愛称は認められません。
- 5 名称には、次の各号のいずれかに該当するものを使用することはできません。
 - (1) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
 - (2) 社会問題についての主義・主張
 - (3) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
 - (4) 公序良俗に反するおそれのあるもの
 - (5) 第三者を誹謗中傷又は排斥するもの
 - (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
 - (7) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
 - (8) 法令、規則等に反するもの
 - (9) 求人広告に関するもの
 - (10) 青少年の健全な育成に反するおそれのあるもの
 - (11) 貸金業に関するもの
 - (12) 個人の氏名
 - (13) その他施設の愛称として適当でないと市が認めるもの
- 6 尼崎市屋外広告物条例（平成 20 年尼崎市条例第 47 号）、尼崎市屋外広告物条例施工規則（平成 21 年尼崎市規則第 61 号）、尼崎市広告掲載要綱及び尼崎市広告掲載基準を遵守するものとします。

第 4 条 愛称の表示

- (1) 愛称の表示は、ネーミングライツパートナーに費用を負担して実施していただきます。
- (2) 施工にあたっては、市の指示に従っていただきます。
- (3) 愛称の表示にあたっては、次の基準を満たす必要があります。

ネーミングライツパートナー候補法人に内定した後、具体的な表示内容、方法等を提示いただき、詳細について協議します。
- (4) ペDESTリアンデッキの表示箇所については、別添 2 の赤色で表記する範囲から選択するものとします。赤色の箇所以外の場所を希望する場合は、別途協議することとします。

ア 表示面積

次のいずれをも満たすものであることとします。

- ① 既存の施設名称、所在地名等の表示面積を含め、1 面当たりの面積が 5 m²以内
 - ② 愛称を表示する壁面の面積の 5 分の 1 以内
- ※ ただし、原則として、施設は現状有姿で表示可能な範囲に愛称を表示いただくこ

とになります。(既存の信号、標識等の移設、雑木の撤去等はいりません。)

そのため、施設の構造、形状等及び既存の信号、標識等の設置状況によっては、上記①・②の面積を確保できない場合があります。

イ 表示方法

- ① 橋桁(化粧パネル含む)にシールを貼り付けることにより表示すること。
- ② 既存の名称表示がある面は、必ず名称を表示すること。
- ③ 所在地名等が表示された部分に愛称を表示する場合は、所在地名等を復元すること。

ウ 文字、ロゴマーク

- ① 1文字最大で30cm角までとする。
- ② ロゴマークは1文字以内の大きさまでとする。

エ 色彩等

- ① 文字及びロゴマークは単色とし、蛍光色、反射性の強い色は使用しないこと。
- ② 文字及びロゴマークに赤、黄、緑、青を使用する場合は、ドライバーが信号又は標識と誤認しないよう配慮すること。
- ③ 地色は、愛称を表示しようとする部分の周囲と同色又は歩道橋の場合においては、文字及びロゴマークの色と施設壁面が類似色の場合は、地色を白とすることができます。

オ その他

- ① 文字、ロゴマーク及び地色の色彩、形状等の統一性、施設との調和に十分配慮すること。
- ② 信号や標識等と誤認させるようなもの等、施設に表示する内容、方法等として不適当なものでないこと。
- ③ 近隣の地域名を含むなど、歩道橋等の所在地を誤認させる愛称でないこと。
- ④ 尼崎市屋外広告物条例(平成20年尼崎市条例第47号)、尼崎市屋外広告物条例施工規則(平成21年尼崎市規則第61号)、尼崎市広告掲載要綱及び尼崎市広告掲載基準を遵守するものとする。
- ⑤ 提案いただいた歩道橋の愛称表示のデザインの詳細については、本市が交通管理者等と協議したうえ、第8条に定める選考委員会において決定します。また必要に応じて、デザインの再提案を求める場合がありますが、提案価格の変更は行いません。

第5条 施工方法について

(1) 製品例

下記以外を使用する場合は、申請時に協議するものとします。

- ア 3年(別途市と交わす契約による)以上の耐候性を有する屋外用製品で、塗装面に貼り付けた実績のあるもの。

- イ 1年を通して外気及び歩道橋等の温度に耐えうるキャスト製法のもの。
- ウ 材質は、ポリ塩化ビニルフィルム又はアクリルフィルムを想定している。
- エ 粘着力は、19N（JIS Z0237 に準じる）相当以上とする。
- オ 厚さは、粘着剤を含め、印刷フィルムは0.09mm以下、ラミネートフィルムは0.08mm以下（JIS K7130 に準じる）とする。
- カ 粘着剤面にガラスビーズを含める等、印刷フィルムの剥離時の糊残りを少なくする機能があること。
- キ 貼り付けた表面にフッ素コートによる防汚処理がされていること。
- ク 紫外線カット率（JIS A5759 に準じる）が98%相当以上であること。

(2) その他

メーカーが指定する貼付方法に従って施工すること。

第6条 施工者について

建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による土木工事業に係る建設業の許可を有することとします。

第7条 申込方法

(1) 募集期間

随時募集を受け付けます。申請書類を受理した場合は、月末の時点で応募のあった施設の募集を締め切り、選考手続を行います。ただし、第1期募集期間（令和7年10月27日（月）～12月26日（金））は、12月26日（金）を募集の締め切りとします。

(2) 応募方法

ア 持参の場合 土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで。

イ 郵送の場合 到着日を受付日として取り扱います。

(3) 応募書類

- ① 尼崎市道路施設ネーミングライツパートナー申込書（様式1）
- ② 誓約書（様式2）
- ③ 法人の概要（様式3）
- ④ 役員一覧表（様式4）
- ⑤ 設置予定の製品、維持管理方法（様式5）
- ⑥ 法人登記事項全部証明書
- ⑦ 印鑑証明書
- ⑧ 市税事務所の発行する全税目の納税証明書（3）（「市税及びこれに付随する延滞金等で未納のないこと」の納税証明書）（直近1年分）

※ 応募書類は返却できませんので、ご留意願います。

(4) 提出部数

2部（正本・副本各1部）ご提出ください（ただし、副本の添付資料は写しで可。）。

第8条 選考方法等

(1) ネーミングライツパートナー候補法人の内定

ア 応募内容が応募基準を満たしているかを審査し、尼崎市都市整備局土木部長を委員長とする選考委員会にて第8条(1)イに従いネーミングライツパートナー候補法人（以下「候補法人」という。）を選考します。

イ 最も高額 of ネーミングライツ料を提示した応募が複数の場合は、くじにより候補法人を内定します。

(2) 愛称の表示の内容、方法等及び工事内容等の協議

候補法人に内定した後、具体的な表示内容、方法等を提示いただき、詳細について協議します。

(3) ネーミングライツパートナーの決定等

ア 上記(2)の協議の結果、合意に至った場合、候補法人をネーミングライツパートナーに決定します。

イ ネーミングライツパートナーを決定したことを応募者全員に通知します。

ウ 市とネーミングライツパートナーは、ネーミングライツ契約を締結します。

エ 記者発表及び市ホームページにより、その内容を公表します。

第9条 申し込み・問い合わせ先

〒660-8501

尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁北館6階

尼崎市 都市整備局 土木部 道路課 管理担当

電話：06-6489-6480

FAX：06-6488-8883

e-mail：ama-douro@city.amagasaki.hyogo.jp

対象施設一覧表
(ペDESTリアンデッキ)

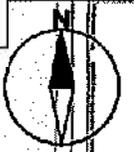
別添1

番号	ペDESTリアンデッキ名称等	所在地
1	アミグデッキ	潮江1丁目
2	立花駅南側デッキ	七松町1丁目
3	立体遊歩道1号橋	神田中通1丁目
4	立体遊歩道2号橋	昭和通2丁目

(歩道橋)

番号	歩道橋名称	所在地
5	西昆陽歩道橋	西昆陽2丁目
6	園和北歩道橋	田能2丁目
7	浜歩道橋	浜2丁目

別添2



いきいき

JR尼崎駅

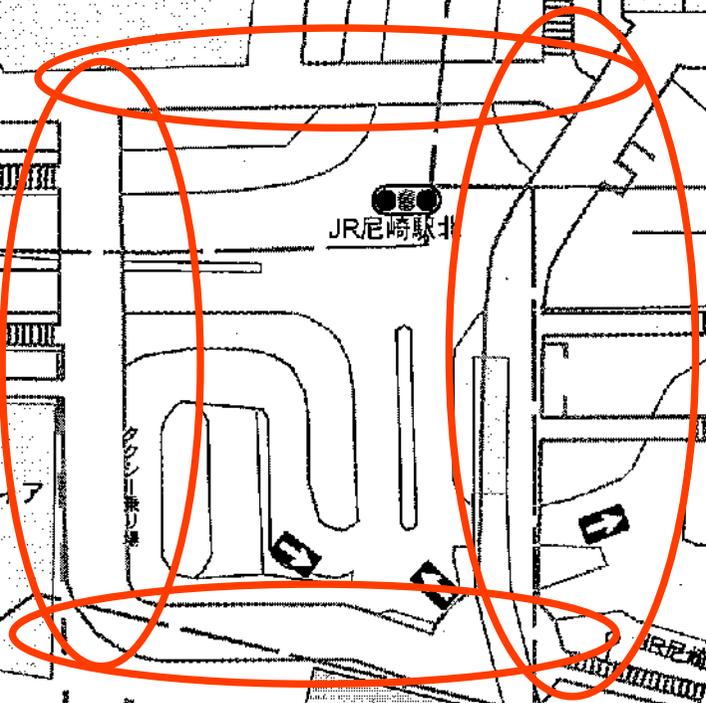
①アミングデッキ

本館
タイムズあまがさき
キューズモール駐車場

き阪神

フスト

ホテルヴィスキオ尼崎
カフェ&レストラン
ウエストリバー



JR尼崎駅北

JR尼崎降車専用 (阪神)

あまがさき
キューズモール
フィットネス館
タイムズあまがさき
キューズモール駐車場

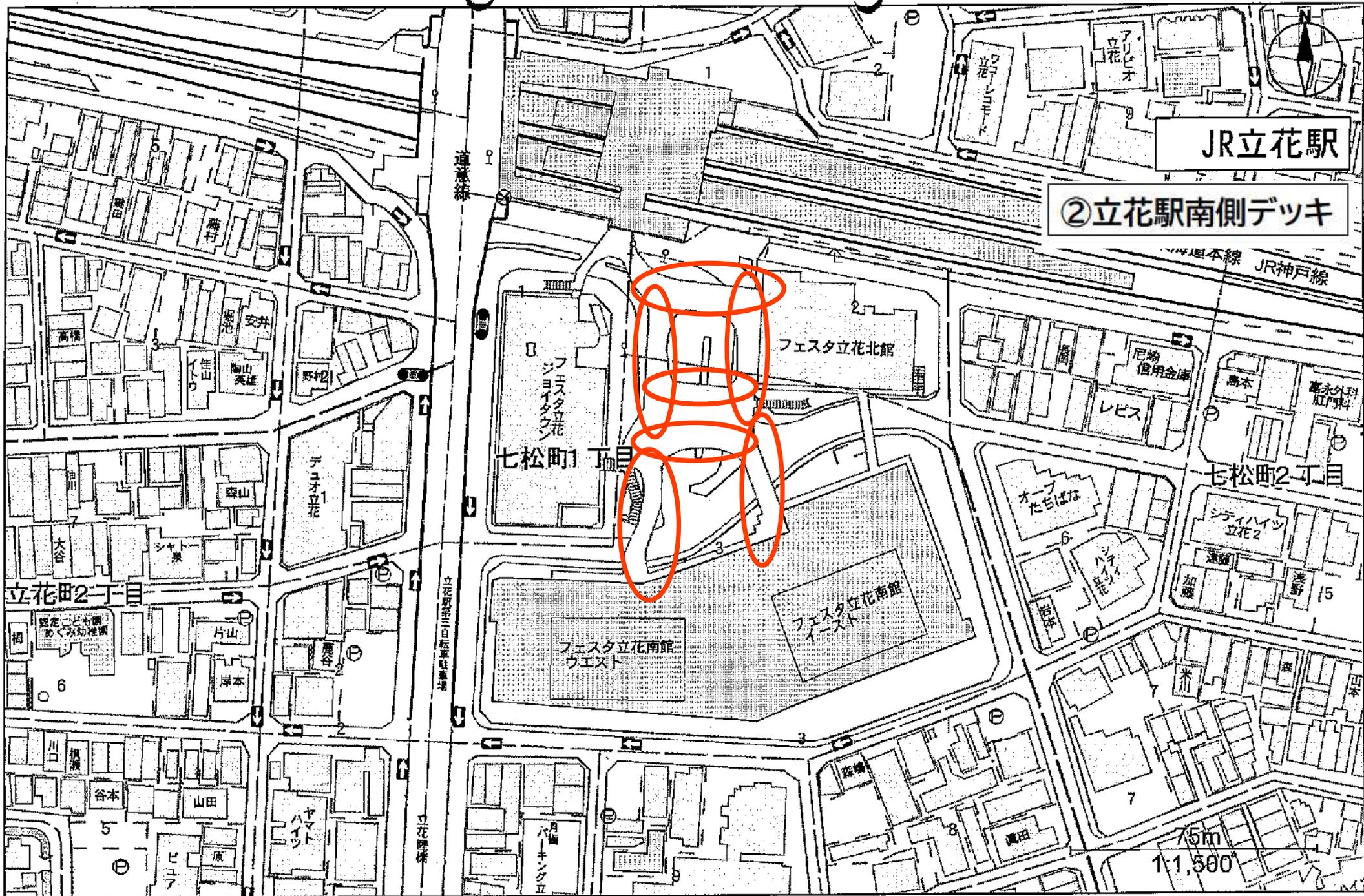
ローレルコート・クレヴァ
ニ崎駅前

JR尼崎

JR尼崎(阪神)-1

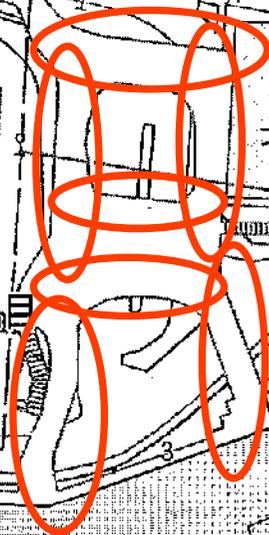
JR尼崎駅北広場

50m
1:1,000



JR立花駅

②立花駅南側デッキ

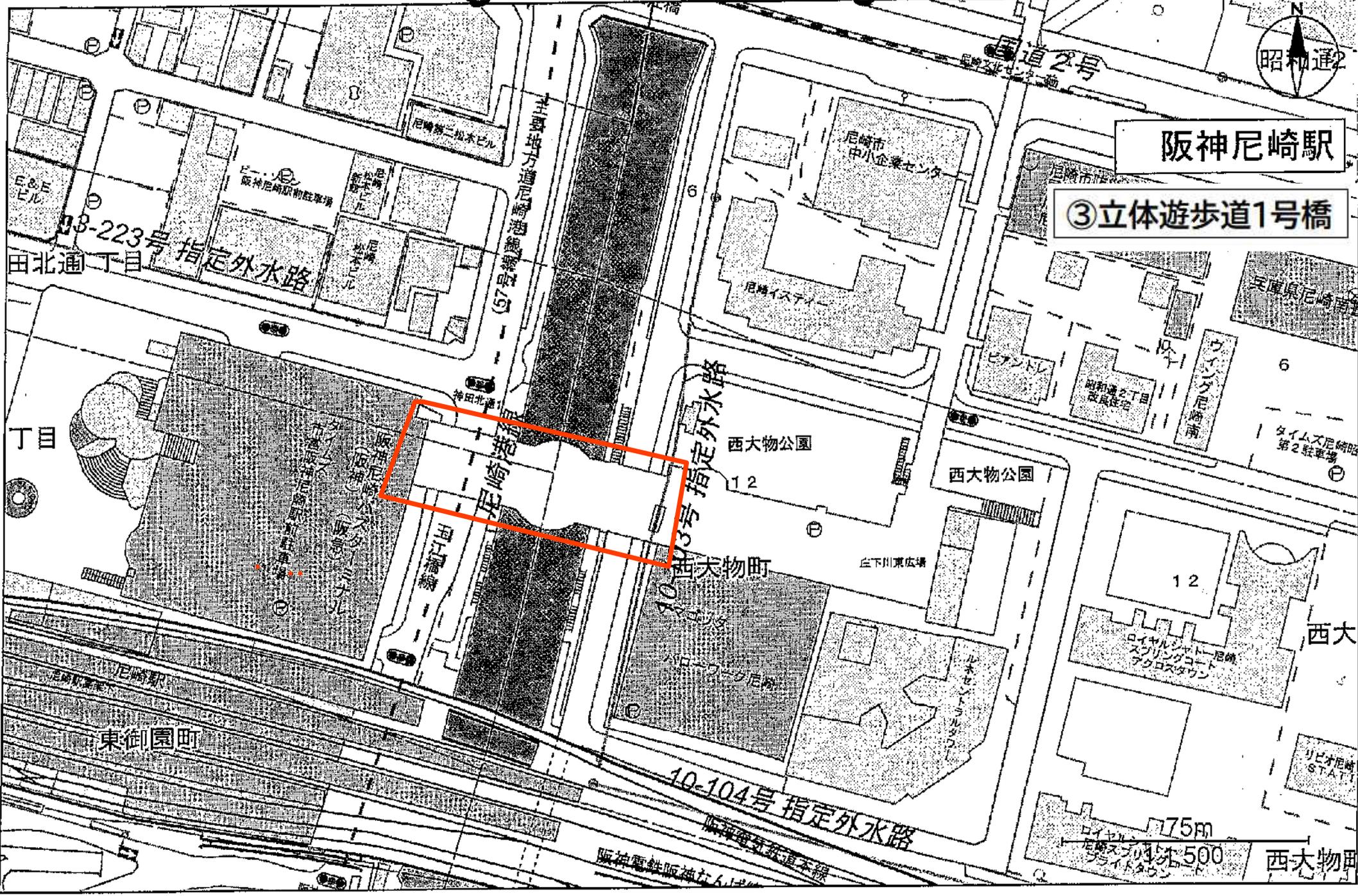


75m
1:1,500



阪神尼崎駅

③立体遊歩道1号橋



08-223号 指定外水路
田北通 丁目

主要地方道尼崎海部線
09-57

指定外水路
09-57

10-104号 指定外水路

丁目

東御園町

西大物公園

12

西大物町

西大物公園

12

西大

西大物町

ロイヤルシャトーニ崎
スプリングコート
アクロスタウン

175m
ロイヤル
スプリングコート
アクロスタウン
500

安庫庫尼崎南

6

タイムズ尼崎
第2駐車場

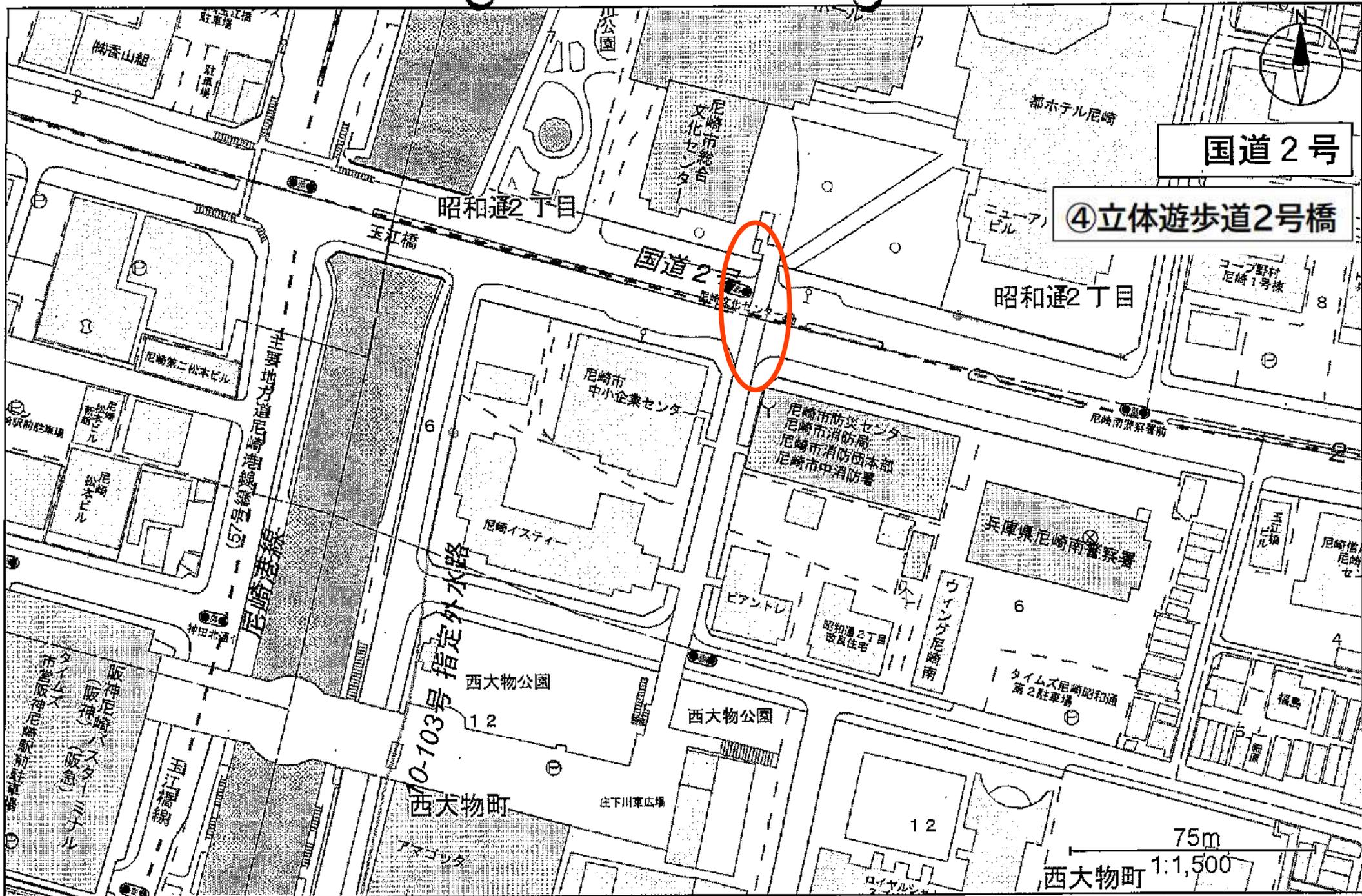
6

山下川東広場

ルネサンス
ニ崎

リビオ尼崎
STAY

阪神電鉄阪神なんば線



国道2号

④立体遊歩道2号橋



昭和通2丁目

昭和通2丁目

国道2号

尼崎市
中小企業センター

尼崎市防災センター
尼崎市消防局
尼崎市消防団本部
尼崎市消防署

兵庫県尼崎南警察署

尼崎イステー

ピアントレ

昭和通2丁目
改良住宅

ウイング尼崎南

タイムズ尼崎昭和通
第2駐車場

西大物公園

西大物公園

西大物町

庄下川東広場

75m

西大物町 1:1,500

(様式1)

尼崎市道路施設ネーミングライツパートナー申込書

令和 年 月 日

尼崎市長 様

所在地

企業名

代表者名

実印

尼崎市道路施設ネーミングライツパートナー募集要項に基づき、下記のとおり申し込みます。

また、尼崎市道路施設ネーミングライツパートナー募集事業実施要綱第4条（ネーミングライツパートナーの基準）を満たしていることを誓約します。

記

企業の概要	名称	
	業種	
	業務内容	
応募内容	対象道路施設	(番号) (現在の名称)
	命名しようとする愛称	【記入例】ロゴ ○○○(株) △△△歩道橋 *ロゴが貼付できない場合は、別紙に添付
	ネーミングライツ料	(年額) 万円 (15万円以上) *アミシングデッキは30万円以上 (消費税及び地方消費税は別途)
	表示箇所数	箇所 *歩道橋は2箇所まで *ペDESTリアンデッキは1箇所追加毎に6万円を加算
	契約希望日	
連絡先	担当部署	
	役職・氏名	
	電話	
	F A X	
	E - mail	

(添付書類)

誓約書 (様式2)

企業の概要 (様式3)

役員一覧表 (様式4)

法人登記事項全部証明書 (副本は写しで可)

印鑑証明書 (副本は写しで可)

設置予定の製品、維持管理方法 (様式5)

直近一年分の納税証明書 (法人税・消費税及び地方消費税・都道府県税・市町村税 (尼崎市内に所在地がある場合は尼崎市発行分)、副本は写しで可)

誓約書

ネーミングライツパートナー募集要綱に定める欠格事項のうち、次のいずれにも該当しないことを、下記の通り誓約します。

記

- 1 尼崎市暴力団排除条例（平成 25 年尼崎市条例第 13 号）第 2 条各号に規定する者及び第 2 条各号に規定する者と密接な関係を有する者でないこと
- 2 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続又は更生手続開始の決定を受けていないこと
- 3 ネーミングライツパートナーの募集を開始する日から起算して 6 か月前の日までに尼崎市の指名停止を受けたことがある者、又は募集開始日以降に当該指名停止を受けていないこと
- 4 上記 1 に関して、市が警察本部長に意見を聴くことについて異議を唱えないこと
- 5 上記 1～3 に違反したときには、後に締結する尼崎市道路施設ネーミングライツ契約の解除、違約金の請求その他市が行う一切の措置について異議を唱えないこと

令和 年 月 日

尼崎市長 様

所在地

企業名

代表者名

印
(申込書の印)

(様式3)

企業の概要

企 業 名		
設立年月日		
沿 革		
主 な 業 務		
法令順守への対応		
備 考		
直近の財務状況	令和 年 月期	
	総資産	
	自己資本	
	流動比率	
	売上高	
	経常損益	
	当期利益	

(様式4)

役員一覧表

企業名				
代表者名				
所在地				
役職名	フリガナ 氏名	生年月日	性別	住所
備考				

※ 欄が足りない場合は、適宜追加してください。

(様式5)

設置予定の製品、維持管理方法

設置予定の製品	
維持管理方法	
備考	

尼崎市道路施設ネーミングライツ契約書

尼崎市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、甲が管理する（以下「本施設」という。）の愛称（以下「愛称」という。）を付けることができる権利（以下「ネーミングライツ」という。）に関し、次のとおり契約を締結する。

（愛称等）

第1条 甲及び乙は、愛称を「 」とすることに合意する。

2 乙は、原則として、第3条第1項に規定する期間中は、愛称を変更することができない。

3 甲は、愛称の定着のために必要と認められるものについて、愛称を無償で使用できる。

4 乙は、本施設のネーミングライツを有していることを、乙の管理するホームページ、出版物等で表示することができる。

（契約の期間）

第2条 契約期間は、契約締結の日から令和 年3月31日までとする。

（愛称の使用期間）

第3条 愛称の使用期間は、令和 年 月 日から令和 年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合は、愛称の使用期間は終了するものとする。

（ネーミングライツ料）

第4条 乙は、ネーミングライツ料として、前条第1項に規定する愛称の使用期間中、年額000,000円（消費税及び地方消費税は別途加算する）を甲に支払うものとする。ただし、令和 年 月 日から令和 年3月31日までの使用期間に係るネーミングライツ料は、金000,000円（うち消費税及び地方消費税の額00,000円）とする。

2 乙は、甲の会計年度ごとの4月30日までに、当該年度分のネーミングライツ料の全額を甲に支払うものとする。ただし、令和 年 月 日から令和 年3月31日までの使用期間に係るネーミングライツ料については、令和 年 月 31日までにその全額を甲に支払うものとする。

3 乙は、前項に定める期日までに第1項に規定するネーミングライツ料の全額を甲に支払わないときは、その不足する金額について、当該期日の翌日から支払日までの日数に応じ、年2.7%の割合で計算した遅延利息を甲に支払わなければならない。

（端数処理）

第5条 契約期間に12か月に満たない期間が発生する場合の契約金額については、年額を12で除して得た月額に、当該契約期間の月数を乗じて算出するものとし、その算出過程において生じた端数については、1円未満を切り捨てるものとする。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は免除する。

（愛称の表示等）

第7条 乙は、甲と協議の上、本施設への愛称の表示（以下「愛称の表示」という。）を行うことができる。

2 乙は、契約期間中に愛称の表示が適切に表示されなくなった場合は、愛称の表示の復旧（以下、「愛称の復旧」という。）を行わなければならない。

3 乙は、契約期間満了までに、愛称の表示の抹消又は撤去（以下「愛称の抹消等」という。）を行わなければならない。ただし、次契約が決定している場合は、この限りでない。

4 愛称の表示、愛称の復旧及び名称の抹消等に係る費用は、全額乙の負担とする。

5 乙は、愛称の表示の場所、デザイン、構造及び工事内容等並びに愛称の復旧又は愛称の抹消等の工事内容等について、事前に甲と協議し、道路法（昭和27年法律第180号）第24条（道路管理者以外の者の行う工事）の承認を受けなければならない。なお、乙が愛称の表示の清掃及び雑木の撤去等を行う場合も同様とする。

6 甲は、交通安全その他公共目的のために第三者が行う横断幕等の物件の設置について、乙に通知することなく、これを許可することができる。ただし、乙が行った第1項の名称の表示を直接に阻害しないものに限る。

（権利譲渡等の禁止）

第8条 乙は、この契約から生じる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（契約の解除等）

第9条 甲又は乙は、災害その他やむを得ない事由により、愛称の表示が困難になった場合は、協議の上、この契約を解除することができる。

2 甲又は乙のいずれかが、正当な理由なく本契約に違反し、相手方が相当な期間を定めて催告したにもかかわらずこれを是正しないときは、その相手方はこの契約を解除することができる。

3 乙が、その業種等を偽ることにより、この契約を締結したことが判明した場合、甲はこの契約を解除することができる。

4 乙の違法行為、法令違反等の不正行為、公序良俗に反する行為その他乙の責めに帰すべき事由により、乙の社会的信用が失墜したと客観的に認められるときは、甲は、乙と協議の上、解除が合理的であると判断できる場合には、この契約を解除することができる。

5 前3項の規定により甲がこの契約を解除した場合は、乙は、甲が指定する日までに、愛称の抹消等を行わなければならない。

6 前項に係る経費は、全額乙が負担する。

（ネーミングライツ料の不返還）

第10条 前条第1項から第4項までの規定によりこの契約を解除した場合は、第4条の規定により乙が既に甲に納入したネーミングライツ料は、返還されないものとする。ただし、甲及び乙が、前条第1項の事由その他真にやむを得ない事由による契約の解除であると認めた場合は、返還について協議するものとする。

(愛称の抹消等)

第11条 乙が、第7条第3項又は第9条第5項に規定する期日までに愛称の抹消等を行わない場合、甲は、乙の同意を得ることなく、愛称の抹消等を行うことができる。

(損害の賠償)

第12条 甲及び乙は、この契約に定める義務を履行しなかったために相手方に対して損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、第9条第4項の規定による契約解除を直接の原因として甲に現実の損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

3 甲及び乙は、前条の規定が前2項の損害賠償の妨げになるものではないことを確認する。

(重要な事情変更)

第13条 甲及び乙は、この契約に関し、重要な事情変更が生じた場合は、誠意をもって協議し、解決に努めるものとする。

(秘密保持)

第14条 甲及び乙は、この契約に関して相手方から知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するものは適用しない。

(1) 相手方から開示を受けたときに、既に自ら所有していたもの

(2) 相手方から開示を受けたときに、既に公知であったもの

(3) 相手方から開示を受けた後に、自己の責めによらないで公知となったもの

(暴力団の排除)

第15条 甲は、次条第1号の意見を聴いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者(以下「暴力団等」という。)であると判明したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

(1) 暴力団排除条例(平成22年尼崎市条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員

(2) 暴力団排除条例施行規則(平成23年尼崎市公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

2 第9条第5項及び第6項、第10条並びに第11条の規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

第16条 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講ずることができるものとする。

(1) 乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。

(2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は尼崎市公営企業管理者及び尼崎市病院事業管理者に提供すること。

(管轄裁判所)

第17条 この契約に関し紛争が生じた場合は、神戸地方裁判所をその管轄裁判所とする。
(疑義の解釈)

第18条 この契約に関し、疑義又は定めのない事項で解決を要する問題が生じた場合は、財務規則（昭和39年尼崎市規則第31号）によるほか、その都度甲及び乙が誠意をもって協議し、解決するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙がそれぞれ押印の上、各自その1通を保持する。

令和 年 月 日

甲 尼崎市

代表者 尼崎市長 松本 眞

乙